

水とすむまち

吉賀町



令和5年度 吉賀町 水道事業

経営戦略 改定内容 説明資料

県内の水道料金の状況

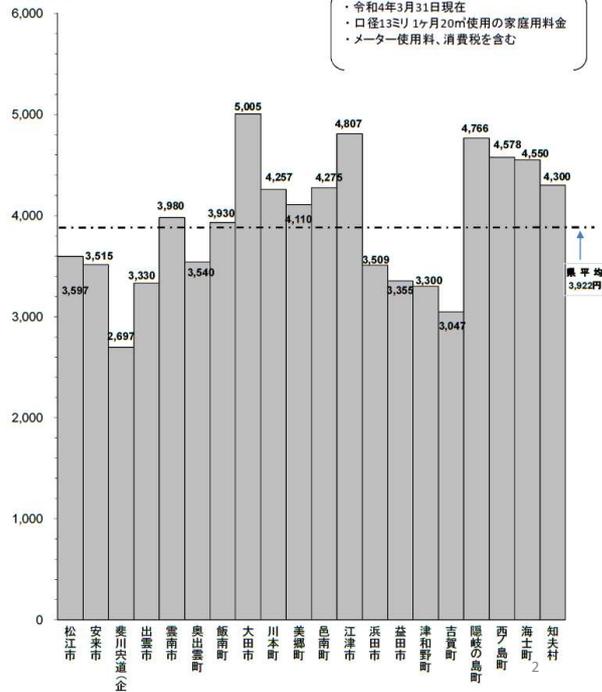
- ・ 県内平均 3,922円
- 吉賀町は 3,047円

県内トップは...
大田市の 5,005円!

吉賀町の水道料金は安かった!!

出典（島根県発行「令和3年度島根県の水道」）
条件：一般家庭が口径13mmで1か月20m³使用

(単位：円)



■全国で水道管が老朽しています

- ・令和3年度
和歌山市で断水⇒約60,000戸に影響
 - ・令和5年度
大竹市で断水⇒約9,500戸に影響
- ⇒いずれも管路や施設の老朽化が原因と見られています！

■町の老朽化対策は？

- 平成30年度～大野原地区で布設替え中です。
(～令和6年度予定)
- 令和7～8年度は柿木地区の中心部の老朽管路の更新予定です。

3

その対策だけで万全なのか？

- ・吉賀町の管路の総延長は約170km。
- ・しかし、これまでの大野原や柿木での更新は毎年1～2km程度です。全体から見た更新率は毎年0.7%程度となっています。

→今のペースでは更新に100年以上必要に！
(ちなみに管路の法定耐用年数は40年です)。

- ・これからは...
年平均3～4kmの更新が必要です。

4

■ 次の更新地区は...？

■ 更新の順序を考える...

- ・ 老朽化順？ 水道使用者の多い順？ 費用が安く済む場所から？
- ⇒ 厚労省は重要給水施設を優先することとしている。
- ・ 重要給水施設は、医療機関、避難場所、避難所、福祉施設など
防災対策上、重要な施設として示されている拠点が対象
(重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き平成29年5月より)

■ 町で当てはまるのは... 「六日市・蔵木地区」！

- ・ 重要な施設が多い (六日市病院、銀杏寮、工場など)
 - ・ 経過年数の古い管路が多い
 - ・ 漏水量の多い管路が多い
- ⇒ 更新することで有収水量の向上 (効率化) にも！

5

■ 更新工事の内容

■ 内容

- ・ 管路の埋替工事
- ・ 着手時期：令和9年度以降～23年間 (見込)
- ・ 工事費用：毎年、1.5億円程度
- ・ 予定延長は約65km。(全延長の約4割)

■ 六日市地区の着工予定 (見込)

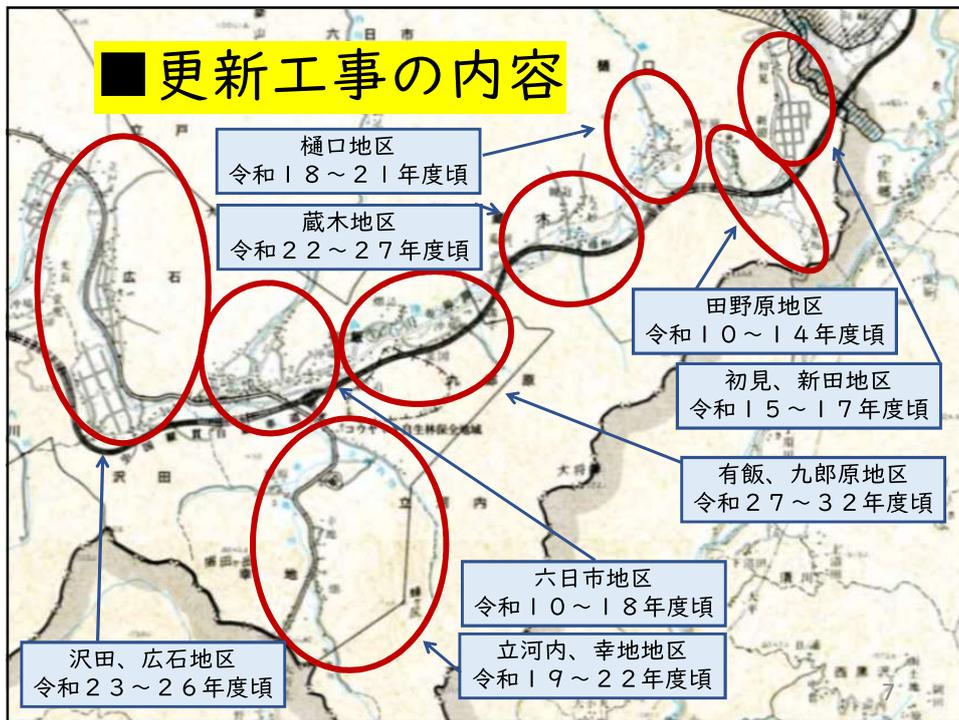
- ・ 六日市 : 令和10～18年度頃
- ・ 立河内、幸地 : 令和19～22年度頃
- ・ 沢田、広石 : 令和23～26年度頃
- ・ 有飯、九郎原 : 令和27～32年度頃

■ 蔵木地区の着工予定 (見込)

- ・ 田野原 : 令和10～14年度頃
- ・ 初見、新田 : 令和15～17年度頃
- ・ 樋口 : 令和18～21年度頃
- ・ 蔵木 : 令和22～27年度頃

※令和9年度は設計、現地確認などを予定。

6



■ 更新工事による影響

- ・ 道路の通行規制
- ・ 工事の騒音、振動（日中）
- ・ 管路切替時の断水（日中）
- ・ 工事費用増による経営への影響
- ・ 料金への影響

■ 経営への影響と経営戦略

■ 経営戦略とは...

事業を安定的に継続するため、中長期的な経営計画をまとめたもの。水道事業では、向こう10年間の計画に沿って作られています。

■ 平成28年度末に策定し、令和4年度末に改定しました。

■ 町ホームページにも掲載中！

<https://www.town.yoshika.lg.jp/kurashi/seikatsu/kansuido/suidoujigyokaikei.html>



9

■ 料金への反映 ①

■ 更新工事の水道料金への影響⇒令和9年度より全体で大体1.3倍に改定する計画です。

■ なぜ1.3倍なのか？

まず、工事費用の財源は次の3つが主になります。

①国や県からの補助金 ②企業債（借金） ③事業の利益（儲けの積立）

①は事業費の1/3です。そのため、残り2/3を②と③で補うこととなります。

②が増えると将来世代に負担が、③が増えると現役世代に負担がいきます。

■ ②と③のバランスをどうするのか？

⇒経営戦略では人口減少に着目し、借金の残額を今の水準以下にすることを目標の一つとしました。そこから逆算した結果、1.3倍という数字になりました。

⇒1.3倍という改定幅が多すぎたり少なすぎたりしないかは、水道料金審議会にて審議します。

10

■料金への反映 ②

■工事の補助金を受けるためにも、料金の改定が必要になっています。

町がこの補助金を受けるための基準の一つに水道料金が設定されております。この基準より低い料金を設定していると、補助金が受けられません。

⇒全国で水道料金の改定（値上げ）が相次いでおり、この基準も年々上がっている状況です。

11

新料金体系は審議会で検討

- ・具体的な料金体系や改定幅は水道料金審議会により進められます。
- ・審議会での結果は、町議会でさらに審議されることとなります。

名称	区分	詳細 (mm)	基本料金 (円)	従量料金 (円/㎥)
一般用	メーター口径	10	800	0-10㎥ 74
		15	870	11㎥- 120
		20	881	
		25	1,011	
		30	1,100	
		40	1,240	
		50	2,351	
		75	3,000	
学校用				(101㎥以上) 123
臨時用				500



令和5～6年度
料金審議会



令和7～8年度
議案上程



令和9年度7月
新料金実施

※スケジュールは仮のものです。
審議状況、情勢などにより随時変化します。

12

■ その他の更新予定は？

■ 他の地区の管路の更新は？

⇒ 六日市・蔵木地区の進捗を見ながら検討します。

■ 浄水場など施設の更新や統廃合は？

⇒ 耐用年数にはまだ余裕がありますが、今後の更新に向けた検討が必要です。

13

■ 料金改定は今回限りか？

■ 今回限りではありません。今後も必要です。

⇒ 次のような場合は、さらに見直しが必要になります。

- ・ 管路や施設の更新場所や工事量を増やす場合
- ・ 国や県からの補助が減った場合
- ・ 改定後に計画どおりの収益にならない場合
(例：計画より人口が減少、水道の使用量が減った)
- ・ 物価高騰が続いた場合

■ 改定の場合はその都度、審議会を行うほか、十分な広報を行いたいと考えています。

14

■まとめ

- ・令和9年度頃より六日市・蔵木地区の水道管の更新工事をしたと考えています。
- ・その工事費用の捻出のため、水道料金の1.3倍程度の改定（値上げ）が必要と考えています。
- ・今冬より料金審議会で水道料金の見直しを始めます。

安心、安全な水道を守るためには、
何よりも皆様のご理解とご協力が不可欠と考えています！

ご清聴ありがとうございます
ございました

水とすむまち
吉賀町

